平成２４年（フ）第３３６２号
大阪府門真市宮野町14番34―201号
債務者　小松　寿士
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７２号
大阪市港区弁天２丁目６番20―605号
債務者　佐藤　信弘
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市伊木207番地11　フラット大平106号、旧住所鳥取県米子市角盤町３―21
債務者　浜田　和子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３６号
鳥取県東伯郡三朝町大字山田669番地14
債務者　森田　文和
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３４７号
仙台市宮城野区新田１丁目５番58号　いずみ荘102
債務者　高田　寿久
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
仙台市青葉区三条町２番５号　プチコーポＹ―202
債務者　内海　若子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目２番地の３　パークハイツⅡ203
債務者　浅野　志穂（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
仙台市太白区山田自由ケ丘30番12号
債務者　東海林　勝
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
福島市腰浜町９番１号
債務者　佐藤　慶子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
茨城県つくば市二の宮４丁目８番地３　６棟1102号、前住所茨城県水戸市新荘１丁目４番12―703号　ライオンズマンション水戸新荘
債務者　星川　博明
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
山梨県中央市西新居83番地２
債務者　西村　　梓
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
山梨県山梨市七日市場1036番地１　手塚住宅６
債務者　倉澤　正枝
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
山梨県甲府市酒折２丁目２番14号
債務者　中込ナヲ子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
山梨県甲府市酒折２丁目２番14号
債務者　中込　勇治
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
静岡県下田市河内166番地の１
債務者　廣瀬　正子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４２号
三重県名張市梅が丘北４番町50番地
債務者　北川恵津子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４３号
三重県名張市富貴ケ丘５番町56番地
債務者　田中　一利
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
津地方裁判所伊賀支部